

整理番号	項目	Q	A	備考
1	いつから適用	この制度は、いつから始まるのですか。	<p><b>令和5年10月から返還が始まる者から適用され、貸与期間が4年のものは3年以上県内に就労・居住した場合が条件となるので、早くて令和8年10月時点で申請手続きを行うこととなります。</b>令和6年10月から返還が始まる者は、同様に3年以降の令和9年10月時点での申請となります。以降同じ。</p> <p>なお、<b>貸与期間が2年のものは、2年以上の就労・居住が条件</b>であるので、早くて<b>令和7年10月中に申請手続きを行うこととなります。</b></p> <p>なお、いずれの場合も<b>返還が滞っていないことが必要</b>です。</p>	
2	遡及適用	さかのぼっての適用はないのですか。バランスを欠くのではないですか。	<p>本県の産業界での<b>喫緊の課題である若者の人材確保への一助として制度化したものであり、さかのぼっての適用はありません。</b></p>	
3	周知	制度の周知はどのようにされていますか。	<p>令和5年10月から返還が始まる者には、返還額、今後の返還計画依頼を4月に通知した際、この制度の概要を文書でお知らせしました。また、現在、貸付中の者や、今回、貸付が決定した者にも、この制度の概要を文書でお知らせしました。</p> <p>今後も財団だより等で周知するとともに、<b>HPにもアップ</b>しています。</p>	
4	申請時期	免除申請の時期は、いつですか。	<p>通常、10月から返還が始まるため、免除申請の時期は<b>毎年10月</b>とします。</p> <p>当年に年数の条件が満たない場合等は、<b>翌年以降の10月</b>に申請は可能です。</p>	
5	申請手続き	本人の手続きが必要ですか。	<p><b>本人からの手続きが必要</b>です。 上記1参照。</p>	
6	申請手続き	手続きはどうすればよいですか。	<p>この制度の最初の申請が令和7年10月となります、現在、<b>HPに手順等について掲載</b>しています。</p>	
7	必要書類	どの様な書類が必要ですか。	<p><b>奨学金返還免除願(第10号様式、その1)</b>と、長崎県内居住及び、就職の証明が必要なため、住民票及び、所属所の証明(自営業の場合は確定申告書の写し)が必要です。</p>	

整理番号	項目	Q	A	備考
8	卒業後2年	卒業後原則2年以内になっていますが、なにか理由があるのですか。	短大等貸与期間が2年の人は、返還期間が5年ですので、仮に卒業後3年まで伸ばすと、2年間の居住・就労の条件を加えると、返還期間を過ぎてしまい、この制度の効果ができません。 従って、卒業後2年以内と、統一しています。	
9	県内就職	県内に就職とありますが、具体的にはどういうことですか。	特に業種は特定せず、 ・長崎県内の事業所に勤務している(た)こと ・長崎県内に本社があり、県外の事業所に、一時的に勤務している(た)こと ただし、公務員(国立病院機構等職員いわゆる「みなし公務員(準公務員)」も含む)は除く、また、パート、アルバイトも除きます。なお、正規雇用に限ります。	
10	自営業	農業等の自営業も対象になりますか。	自営業でも可。 ただし、証明できるものとして、確定申告の写し等(起業日(従事開始日)、従事内容等がわかるもの)が必要となります。	
11	3(2)年以上勤務	大学卒で3年以上県内勤務とあるが、途中転職した場合はどうなりますか？	制度の趣旨から、一定、定着の期間が必要と考えていることから、1回目の申請は、3年(短大等は2年)以上としている。 各申請時期の <b>10月1日現在での県内勤務年数</b> とします。 転職等で、複数事業所経験者は、以下の <b>月数の合計月数</b> とします。 ・採用月、退職月は、日数にかかわらず、一月と換算。 (それぞれ同一月の時は、一月とする。) (それぞれ、採用日、退職日が分かる書類が必要) ・産休、育休、病休、休職等であっても、在職であれば、除算しない。	
12	2回目の免除	大学卒で、第1回目の免除後、2回目の免除申請時、県外の会社等へ就職していた場合、免除はどうなりますか。	貸与期間が3年以上の者で、第1回目の免除承認された者は、 <b>3年後の現状報告書を必ず行っていただきます</b> 。この際、県外等への就職の場合も、現状報告書の内容により、一定条件のもと、一部免除を検討しています。 その際内容等については、お知らせします。	
13	県内居住	隣の県ではだめですか。	県内就労のため、隣の県でしか居住できない客観的理由(社宅の限定、地域に貸家がないなど)があれば検討しますが、自己都合は不可。	